

## 議第23号

三島市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例案

三島市児童発達支援事業所条例（平成30年三島市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「三島市梅名25番地」 を 「三島市谷田271番地」 に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士